

2025 年度特定行為研修・認定看護師養成支援等事業費補助金

Q & A

Q 1 補助対象となる経費の具体例は。

A 1 下記のとおりです。

*認定看護師の資格取得に係る教育課程の受講に要する経費

項目	具体例
入学金、授業料（受講料）	入学金、受講手続料、授業料、受講料、教材費、中間試験受験料
交通費等諸経費	車賃、駐車場代、切符代、宿泊費（ホテル代、家賃、共益費、礼金、仲介手数料、自治会費、ルームクリーニング代）
受講期間中の代替職員（派遣を含む）に係る人件費 ※感染管理に限る。	給与、報酬、賃金、諸手当、法定福利費、福利厚生費

*特定行為研修の受講に要する経費

項目	具体例
入講料及び共通科目受講料	入講料、共通科目受講料、教材費
区分別科目受講料	区分別科目受講料、実習教材費
受講期間中の代替職員（派遣を含む）に係る人件費 ※訪問看護ステーションに限る。	給与、報酬、賃金、諸手当、法定福利費、福利厚生費 ※研修受講に要する代替職員人件費が補助対象となります。

*特定行為研修指導者講習会の受講に要する経費

項目	具体例
受講料	通信研修及び集合研修受講料

Q 2 当施設では、受講料の半額を負担しています。医療機関等が受講料全額を負担しないと対象になりませんか。

A 2 なります。

補助対象経費は医療機関等が負担した額になります。

例) 受講料 20 万円のうち 10 万円を医療機関等が支払った。

→10 万円が補助対象経費となり、その 2 分の 1 の 5 万円が補助されます。

Q 3 入学金等を研修受講年度の前年度に支払う必要があります。医療機関等が前年度に支払った経費は補助対象となりますか。

A 3 原則として、対象となるのは、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日（以下「当該年度」という。）までに医療機関等が支払った経費です。

ただし、入学金等の支払期限が当該年度前の期日である場合は、当該年度前に医療機関等が負担した対象経費も補助対象となります。その場合は、支払期限がわかる書類（受講手続き案内通知等）の写しの添付が必要です。

Q 4 補助対象経費を証明する書類は、本人が立て替えた場合と病院が支払った場合で提出する書類が変わりますか。

A 4 変わります。下記のとおりです。

支払方法	証明書類の具体例
本人が立て替えて教育機関等へ支払い、その後医療機関等が本人へ支出した。	・ 本人が教育機関等へ支払ったことが確認できる領収書、振込金受付書等の写し ・ 医療機関等から本人へ支払ったことが確認できる支出伺、精算書、出金伝票等の写し
医療機関等が教育機関等へ支払った。	・ 医療機関等から教育機関等へ支払ったことが確認できる領収書、振込金受付書等の写し

Q 5 特定行為研修について、今年度入講し、共通科目と区分別科目まで修了するのが翌年度の予定です。年度をまたいで受講する場合は補助対象となりますか。

A 5 共通科目、区分別科目それぞれが当該年度内に修了すれば対象となります。

そのほか、想定される受講パターン（別紙参照）と申請できる科目、申請方法は下記のとおりです。

受講パターン	申請できる科目と申請方法
①	2025 年度に共通科目、区分別科目を申請
② ⑤	2025 年度に共通科目を申請
③ ④ ⑥ ⑦	2025 年度に共通科目、2026 年度に区分別科目を申請